



平成 30 年 3 月 28 日

各 位

会 社 名 千代田化工建設株式会社  
代表者名 代表取締役社長 山東 理二  
(コード番号 6366 東証第一部)  
問合せ先 総務エグゼクティブGM 山田 幸雄  
(TEL 045-225-7740)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、平成 30 年 6 月下旬に開催予定の当社第 90 回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

- (1) 当社は、経営基盤の健全性・透明性の向上を目的とし、コーポレート・ガバナンス体制のより一層の強化を図るため、現行定款第 18 条（取締役の員数）に定める監査等委員である取締役の員数の上限を 1 名増員し、4 名から 5 名に変更いたします。
- (2) 当社は、監査等委員である取締役の改選にあたり、補欠の監査等委員である取締役の選任決議の効力を 2 年とする旨の条項を現行定款第 20 条（取締役の任期）に追加し、期間の整合を図ります。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 条～第 17 条 (条文省略)	第 1 条～第 17 条 (現行どおり)
第 4 章 取締役、取締役会および執行役員  (取締役の員数) 第 18 条 本会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は 12 名以内、監査等委員である取締役は <u>4</u> 名以内とする。	第 4 章 取締役、取締役会および執行役員  (取締役の員数) 第 18 条 本会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は 12 名以内、監査等委員である取締役は <u>5</u> 名以内とする。
第 19 条 (条文省略)	第 19 条 (現行どおり)
(取締役の任期) 第 20 条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結	(取締役の任期) 第 20 条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結

<p>の時までとする。  監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。  任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。  (新設)</p> <p>第 21 条～第 36 条 (条文省略)</p>	<p>の時までとする。  監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。  任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。  <u>補欠の監査等委員である取締役の選任決議の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>第 21 条～第 36 条 (現行どおり)</p>
---	--

3. 定款変更のための株主総会開催予定日及び効力発生予定日  
平成 30 年 6 月下旬

以 上